

変更届出書添付書類

変更項目について確認の上、添付書類もあわせて提出してください。

	変更項目	添付書類	注意事項
1	事業所・施設の名称及び所在地	・付表	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所・施設の建物の構造、専用区画等 ※同一所在地で、同一名称の複数指定介護サービスを行っている事業所において、サービスにより異なる事業所名を使用する場合は、事業所番号が変わりますので、事前にご連絡ください。
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・付表 ・登記事項証明書または条例等 ・誓約書	・事務所の所在地変更で、連絡先(電話・Fax)が変更になる場合は、変更届出書に記載してください。 ・代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要です。
3	申請者(開設者)の登記事項証明書または条例等(この事業に関するものに限る)	・付表 ・登記事項証明書または条例等	
4	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	・付表 ・平面図 ・建物の構造概要	・介護保険課介護推進係と事前協議を行ってください。 ・平面図変更の場合は、付表及び平面図を添付してください。
5	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・付表 ・(必要に応じて)資格証の写し ※1 管理者の経歴書 ※2 管理者確保のための計画書	※1 (介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、居宅介護支援のみ添付が必要です。 ※2 不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合のみ提出が必要です。 ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者がこの事業所で兼務する他職種、管理者が兼務する同一敷地内の他事業所又は施設の名称及び兼務職種・勤務時間等」を変更届出書に明記してください。(管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可能です。)

	変更項目		添付書類	注意事項
6	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		・付表 ※ 1 サービス提供責任者の経歴 ※ 2 資格証の写し ※ 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	※ 1 介護福祉士登録証の写し等に代えることができます。 ※ 2 サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しの添付が必要です。 ※ 3 サービス提供責任者変更の場合は、サービス提供責任者の人員配置基準が確認できる情報のみの記載でも可能です。
7	運営規程	営業日及び営業時間	・付表	・運営規程の変更のうち、介護保険制度の改正や報酬改定に伴うものについては、届出を不要です。 ・「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、年 1 度の届出でよいものとします。 変更の基準日を 6 月 1 日 時点としますので、前年と当年の 6 月 1 日の状況を比較して変更がある場合は、 6 月 30 日まで に届出をお願いします。 なお、新規指定から 1 年未満の事業所については、新規指定時と当年の 6 月 1 日の状況を比較して変更がある場合は、届出をお願いします。
		利用定員・入所の定員	・運営規程	
		従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	
		その他	・付表 ・変更後の運営規程	
8	協力医療機関（病院）の名称・協力歯科医療機関の名称、診療科名、契約内容等		・付表 ・変更内容がわかるもの	
9	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制			
10	本体施設、本体施設との移動経路等			
11	併設する施設の状況等		・付表 ・変更箇所がわかる施設の図面等	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ
12	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地の変更		・付表	
13	介護支援専門員の氏名及びその登録番号		・付表 ・介護支援専門員一覧 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※ 1 介護支援専門員証の写し	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載でも可能です。 ※ 1 新規者のみ